

仕様書

1. 件名 令和7年度 マルチショットパイロライザー 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 マルチショットパイロライザー 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳	マルチショットパイロライザー	1台
	オートショットサンプラ	1台

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、資源循環領域の基盤研究「持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発」において、ナノ・マイクロプラスチックの環境中存量や各発生源における発生量に関する研究を実施している。特に数十マイクロメートル以下のプラスチック粒子を定量するためには、粒子を熱分解し、発生したガスをGC-MSに導入することによる手法をとる必要があり、このためにパイロライザーは必須の装置である。

本調達は、ナノ・マイクロプラスチックの環境中存量分析を行うため、「令和7年度 マルチショットパイロライザー 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度マルチショットパイロライザー 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。なお、本調達品は新品と同様に納品後1年間の保証を有するものであれば中古品でも可とする。その場合、納入者は1年間の保証を行う旨の書類を提出すること。

1) マルチショットパイロライザー

- ① Agilent8890GC/5977MSDシステムの注入口部に接続できる小型のもので熱分解炉が幅80mm以内、奥行き150mm以内であること。
- ② 加熱炉部温度として室温+15℃～1000℃まで制御できること。その際の温度安定性は±1℃以内であること。
- ③ プラスチック分析において、含有化合物質とポリマーを分けて定量するため、2段階での分析法(ダブルショット法)が可能であること。
- ④ 動作電源としてAC100Vを用いること。

2) オートショットサンプラ

- ① マルチショットパイロライザーと連動して使用できること。
- ② 40検体以上の連続分析が可能であること。
- ③ マルチショットパイロライザーの熱分解炉へ試料が入ったカップを投下し、測定終

了後試料カップを自動で回収できる機構を有すること。

3) 据付・設置等

本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES 担当者の指示に従い据付・設置作業を行うこと。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 8 年 3 月 6 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名 令和7年度分光蛍光光度計 1台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度分光蛍光光度計 1台」について規定する。

2. 数量 1台

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、化学物質のスクリーニングに関する研究を実施している。

本調達は、環境中に存在する蛍光性物質の蛍光スペクトルや三次元蛍光スペクトルの測定に用いるため、「令和7年度分光蛍光光度計 1台」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度分光蛍光光度計 1台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 測定波長範囲は200～900 nmの範囲を含むこと。
- ② 最小試料量は0.6 mL（標準10 mm角セル使用時）であること。
- ③ 感度S/N水のラマン光の時S/N 1,200以上（RMS）（励起波長350 nm、バンドパス5 nm、レスポンス2 s）であること。
- ④ 光源寿命2,500時間（専用Xeランプの使用時）であること。
- ⑤ 多波長の経時変化を追従することができる3次元時間変化測定モードを搭載していること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和8年2月2日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例等に基

づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名 令和7年度 アンモニア・硝酸態窒素計 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 アンモニア・硝酸態窒素計 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳	変換機	1台
	アンモニアセンサ	1個
	硝酸センサ	1個
	専用チップ類	1式

3. 研究内容・購入目的

開発途上国や国内地方都市では水環境保全技術（排水処理技術）の導入が遅れており、水質汚濁などの環境問題が顕著化している。これらの問題解決に資するため、NIESでは生活排水処理技術・インフラの性能評価、技術開発を行っている。排水処理技術・インフラの評価と開発においては、排水に含まれるアンモニア態窒素、硝酸態窒素の濃度をセンサーを用いて迅速に把握することが必要である。

本調達は、排水に含まれるアンモニア態窒素、硝酸態窒素の濃度測定に用いるため「令和7年度 アンモニア・硝酸態窒素計 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 アンモニア・硝酸態窒素計 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) 変換機

- ① 電源はAC 100～240Vで動作すること。
- ② アンモニア態窒素センサ、硝酸態窒素センサ両方からのデータを同時に収集、表示できること。

2) アンモニアセンサ部

- ① アンモニア態窒素の測定範囲が濃度0～1,000 mg/Lであること。
- ② アンモニア態窒素測定時の妨害イオンであるカリウムイオンの濃度補正機能が備わっていること。
- ③ 設置場所が限定されることからアンモニア態センサ部の外寸が長さ300 mm、外形65 mm以下であること。

3) 硝酸センサ部

- ① 硝酸態窒素の測定範囲が濃度 0～1,000 mg/L であること。
- ② 硝酸態窒素測定時の妨害イオンである塩素イオンの濃度補正機能が備わっていること。
- ③ 設置場所が限定されることから硝酸態センサ部の外寸が長さ 300 mm、外形 65 mm 以下であること。

4) 専用チップ類

アンモニウムイオンチップ、カリウムイオンチップ、硝酸イオンチップ、塩化物イオンチップがそれぞれ 1 式ずつ、比較チップが 2 式含まれていること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達に、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までには NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度諸外国等における化学物質曝露評価・リスク評価手法の情報収集・解析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、包括環境リスク研究プログラム中包括環境リスク指標の開発に関するプロジェクト研究において、化学物質の環境リスク評価管理のあり方に関する研究を行っている。また、本研究では包括的な曝露評価手法についても検討を行っている。本業務は、諸外国等で実施している化学物質リスク評価と曝露評価手法について、その評価手法を必要としている法律等及び所轄と関連付けて情報収集し、国際的なリスク評価の最新動向について解析することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）化学物質の曝露評価が対象とする曝露媒体や曝露経路等の情報の収集・整理

諸外国等で実施している化学物質のリスク評価や、諸外国等から発表されたリスク評価ガイダンス文書等について、リスク評価の目的、リスク評価結果の活用場面、曝露評価で評価対象とする曝露媒体と曝露評価方法について情報を収集し、整理する。

本年度は、諸外国や国際機関等で実施したトルエンジイソシアネート（以下、「TDI」という。）の曝露評価について曝露媒体や曝露経路等の情報と国内外の規制の動向を収集する。収集した曝露媒体や曝露経路等の情報は、環境媒体と環境媒体以外に分けて整理する。情報整理に当たっては、リスク評価と化学物質関連関係法体系や環境基準等との関係を法体系の所轄とともに分かりやすく整理する。収集整理する資料については請負者が提案の上、NIES 担当者との協議に基づいて決定する。欧州、米国、その他欧米の化学物質管理制度の下で行われているリスク評価資料について、人健康と生態リスク評価を行う際に考慮すべき曝露媒体として環境曝露及びそれ以外に想定される曝露媒体について網羅的に収集することを想定している。

諸外国や国際機関等で実施したTDIの曝露評価の曝露シナリオを提示した上で諸外国や国際機関等の曝露モデルの中から適切な曝露モデルを選択してケーススタディを実施する。ケーススタディは、文献調査により日本の測定データを中心に収集して実施する。ケーススタディ結果を踏まえ、環境リスク評価において環境媒体以外の媒体を曝露評価に適用するに当たっての課題を整理する。

（2）諸外国等で実施している化学物質リスク評価方法の収集・整理

化学物質の中には、我が国の化学物質に係る法律や制度の下で行う環境リスク評価では、各法律や制度の目的・範囲での使用について評価されるため、その目的・範囲外で使用された場合の評価は十分なされていない。このような物質について情報収集を行い、課題を整理する。

本年度は、我が国の化学物質管理のための法制度における活性物質の規制、リスク評価の状況を整理し、我が国の法制度における規制やリスク評価体系では評価されていない曝露経路と評価対象を分かりやすく整理する。

また、諸外国で実施されているバイオサイド等のリスク評価情報を収集し、その評価体系について整理する。

（3）課題の検討

前項で整理した結果を踏まえ、我が国の化学物質管理施策における環境リスク評価と曝露評価の課題について比較検討し、列挙する。

(4) 中間報告

上記の課題(1)から(3)について、契約締結日から1週間以内に具体的な業務内容について提案し協議を行う。また令和8年1月23日(金)までに1回以上、進捗状況について中間報告を行う。報告の方法はNIES担当者との協議により定める。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 調査報告結果を収録した電子媒体 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

(7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性と関連病態に関する情報収集に基づくリスク解析、及び脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、包括環境リスク研究プログラム中包括環境リスク指標の開発に関するプロジェクト研究において、化学物質の環境リスク評価管理のあり方に関する研究を行っている。本研究では包括健康リスクの指標の提案に関連して、一般毒性、発がん性とは異なる毒性に関する定量的な健康有害性評価手法について検討を進めている。本業務は、これまで定量的な有害性評価があまり行われてこなかった種類の有害性について包括健康リスクの観点から情報を収集し、調査検討を行うこととする。加えて、有害物質がもたらすさまざまな悪影響と病態とを関連付け、障害調整生存年（DALY）を用いた健康リスク評価に向けた試算を行うことも目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）人健康に係る様々な種類の健康有害性情報調査検討

（ア）基本的な方針

NIES担当者が指定する物質（ビスフェノールA（BPA）及びその代替物質群（BPS、BPF、BPAF等）。以下「BPA等」という。）の一般毒性とは異なる様々な健康有害性影響に関して、NIES担当者が提供する昨年度までの調査結果を基に疾患等と関連付けた上で情報を更新する。有害性の種類としては、呼吸器・循環器系への影響、神経毒性、生殖・発生毒性、代謝・内分泌系への影響、免疫毒性とし、文献で示されているエンドポイントから病態と疾患についてまとめる形で整理を行う。また、BPA等の有害性情報調査において得られた、病態・疾患等について病態の大きさを考慮したリスク評価を実施している文献についての情報収集を行い、それぞれの1病態・疾患あたりのDALYについて、試算を行う。

（イ）具体的な実施内容

BPA等の様々な健康有害性影響に係る英語文献は、NIES担当者の提供する約700文献からNIES担当者がそれぞれの影響（免疫系疾患、神経系疾患、代謝・内分泌系疾患、生殖・発生毒性等）について英語で整理した資料（下記のデータに関する情報）及び昨年度までの調査結果を基にNIES担当者の指示に従い、各エンドポイント（疾患や関連する病態等）について元文献の情報を基に再構築を行い、毒性値の小さい順に整理を行う。新たな文献データがある場合はその情報についての毒性値も文献情報とともに整理を行う。それぞれの疾患等について、キーデータ及びキーデータの病態の証拠となるような定性的データについて整理し、証拠の重み付けについて検討する。証拠が十分かどうかについて検討を行い、十分な証拠が集まっているものについては定量的な評価としてNO(A)EL又はLO(A)ELに加えて、容量－反応関係の定式化について検討を行う。加えて、BPA等の調査で明らかになった病態・疾患について病態の影響の大きさを考慮したリスク評価を実施している文献、報告等についての情報収集を行い、それぞれの1病態・疾患あたりのDALYについて、条件・仮定を設定した上で試算を行う。条件・仮定の設定に用いた全ての根拠について整理し、各根拠の妥当性について「高・中・低・なし」の4種類で判断する。また各病態に対するDALY試算結果についての妥当性についても同様に半定量的に判定し、より妥当性の高い推定のために解決すべき課題について列挙する。なお、本業務で参照した全ての文献情報を記載すること。

○動物試験データ

対象化学物質、実験動物（種、系統、雌雄、週齢）、曝露条件（曝露経路、用量、期間）、毒性値（NO(A)EL又はLO(A)EL）、エンドポイント、出典情報

○疫学調査・労働者データ

対象化学物質、対象者（人種、性別、年齢）、曝露情報、エンドポイント、出典情報

（2）脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討

(ア) 基本的な方針

NIES 担当者が指定する物質（BPA 等）の曝露評価について、NIES 担当者が提供する昨年度までの調査結果を基に、曝露経路を定義した上で、経年変化も考慮した曝露量を推計し、リスク評価を実施する。

(イ) 具体的な実施内容

BPA 等の曝露量推計について、大気・水・土壌といった環境媒体からの曝露に加え、食品や消費者製品からの直接曝露も考慮し、曝露の個人差について考慮したモンテカルロシミュレーションモデルを構築し推計する。昨年度までの推計結果を参考に BPA、BPS、BPF、BPAF 別の曝露量について年代別、性別に分けた一覧表を作成する。上記で提示した 3 つの代替物質以外の代替物質の曝露量についても入手可能な範囲で情報収集を行い、追加して整理する。年代別の設定は、それぞれの曝露データから考えて妥当な設定を行い、その根拠を記載すること。BPA 及びその代替物質について、日本における用途別の使用量などについての調査を行い、情報を整理する。

加えて、諸外国の曝露推定結果や測定データなども参考にしながら、曝露量推定において欠けている部分について記載し考察を行う。特に本業務において対象としている 4 物質以外の代替物質についてのデータや考察を加えること。加えて、欠けているデータを補完した際の曝露量についての考察を行う。なお曝露量推定の際には、BPA 及び代替物質に関して日本の測定データを中心に、昨年度調査以降に公表された濃度測定結果や推定結果に関する文献調査を実施し、結果に組み込む。また、推計に当たっては、以下のパラメータについて最新の情報を収集し、妥当な推計となるよう考察・整理すること。なお、本業務で参照した全ての文献情報を記載すること。計算結果については、excel 形式（NIES 担当者と相談の上他の形式を用いても構わない）の電子ファイルとして提出物に含むこと。

○曝露評価に必要なパラメータ（例）

ダスト摂取量、おもちゃ・おしゃぶりからの溶出速度、含有製品への一日あたり接触回数、含有製品からの皮膚移行率

(3) 有害性情報、曝露情報に基づく DALY を指標としたリスク解析

(ア) 基本的な方針

BPA とその代替物質に対する様々な種類の有害性情報からの病態に関連付けた病態単位 DALY、及びそれらの物質の曝露情報データに基づき脆弱な集団を含めた年齢群別、性別に分けた曝露推定結果をもとに、DALY を指標としたリスク解析を行う。

(イ) 具体的な実施内容

BPA とその代替物質（BPS、BPF、BPAF、及び（2）にて検討した追加物質）について、有害性情報から求めた病態単位 DALY、及びそれらの物質の曝露情報データを用いて脆弱な集団を含めた年齢群別、性別に分けた曝露推定結果を求め、これらのデータに基づいて DALY を指標としたリスク解析を行う。なお、リスクの経年変化についても解析を行い、DALY の変化について定量的に示すこと。

(4) 中間報告

上記の課題（1）、（2）について、1 月末日までに 1 回以上、進行状況について中間報告を行う。報告の方法は NIES 担当者と協議により定める。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な専門性を有する人員を適切に配置し、業務実施の体制を整えること。

NIES が考える本業務履行に必要な専門性は以下のとおりである。

- (1) 過去に人健康の増悪作用に関する有害性情報（特にアレルギー症状）を収集・整理した業務経験を有すること。
- (2) 過去に化学物質の製品曝露に係るリスク評価を実施した業務経験を有すること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 調査報告結果を収録した電子媒体一式

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2)請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6)業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度家電製品の使用と買い替えに関するデプスインタビュー調査支援業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、循環経済への移行に向けて、製品の購入から使用、廃棄に至るまでの製品ライフサイクルの各段階における消費者の意思決定や行動に関する研究を実施している。循環経済の一部として、製品の早期の買い替えを防止し、製品の使用期間を長期化することが重要とされる。製品の買い替えは製品の故障以外にも複数の理由で生じ、製品や使用者によってその主たる理由が異なる。しかし、それらの理由の差異をもたらす主たる要因は明らかとなっていない。

そこで本業務では、日本における家電製品の使用者を対象に、買い替え理由の差異をもたらす製品及び使用者由来の要因を明らかにするための、家電製品の使用状況及び過去の買い替え経験に関するデプスインタビュー調査の実施を支援することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESの担当者とは十分な打合せを行い、以下のデプスインタビュー調査支援業務を実施することとする。本業務従事者の中に専門統計調査士の資格を有する者を配置すること。なお、請負者は、個人情報保護の取扱いにおいて一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの使用認定を取得していることを公開見積競争参加要件とする。

(1) 調査対象者のリクルーティング

請負者は、NIES 担当者とは十分な打合せを行い、インタビュー調査対象者のリクルーティングを以下のア)～ウ)に従って実施する。

ア) 調査対象者は、日本国内在住の18歳以上の成年男女であり、リクルーティング開始日を基準として過去1年以内に自身あるいは自身の属する世帯が所有する家電製品を買い替えた者とする。買い替えた家電製品の種類はNIES 担当者が決定する10程度の製品（詳細は別添1に示す）に限定する。調査対象者数は25名とする。なお、ウに示す方法で調査への協力に同意した調査対象者の中に、調査実施の当日に調査対象者が出席できない、あるいは本業務の終了までに研究への参加の同意を撤回した者がいた場合、調査対象者の補充は行わない。

イ) インターネットを用いたスクリーニング調査によって調査対象者候補のリストを作成する。NIES 担当者が作成した調査票（設問数は5問以内、詳細は別添1に示す）と調査参加依頼書（別添2）の原案をもとに、スクリーニング調査のための調査票と調査依頼の画面を作成する。調査依頼の画面にはNIES 担当者の氏名を明記する。スクリーニング調査の調査画面は、回答等の負荷が減らせる画面の工夫がされることや、パソコンだけでなく、スマートフォンからのアクセスでも見やすく回答しやすいことを必須とする。また、調査対象者がいつでも調査協力を中断できるようにし、調査依頼の文面においてもその旨を明記する。スクリーニング調査を配布するインターネットモニターの母集団は、重複登録がなく、定期的に属性情報が更新され、かつ定期的に調査募集等の確認や回答を行っている（非アクティブが含まれない）こと。母集団の属性情報が公表あるいは提供されること。

ウ) 調査対象者候補のリストから調査対象者を選定し、インタビュー調査への協力を依頼する。調査対象者の選定に際しては、調査対象者の年齢、性別、家族構成、世帯収入等の社会属性及び買い替えた製品の種類と買い替え理由の類型に過度な偏りが生じないようにする。なお、NIES 担当者に提供する調査対象者候補のリストには氏名等の個人情報を含めず、調査対象者候補を匿名化すること。選定した調査対象者に電話等によって調査協力を依頼する。なお、調査協力を依頼する際には、請負者から調査対象者に対して、NIES が用意する研究参加同意書を事前に電磁的に送付し、電磁的に研究への参加の同意を取る（例：請負者が用意するウェブページ上の「同意する」ボタンをクリックしてもらう）とともに、本業務の目的等について電話等を用いて口頭で説明し、研究への参加に同意したことを確認する。

(2) デプスインタビュー調査の実施支援

請負者は、NIES 担当者が実施するデプスインタビュー調査の実施を支援する。調査の支援は以下のア)

～ウ)に従って実施する。

ア) オンライン会議システム等を用いたオンラインインタビューの実施環境を用意する。実施環境は調査対象者のプライバシーが適切に保護されることを十分に確保する。

イ) インタビューは、1人当たり1時間程度の長さとする。

ウ) インタビュー終了後、請負者より調査対象者に調査協力に対する謝礼を渡す(金額は請負者の規定に準ずるものとする。ただし、社会通念上相当と認められる範囲内の金額とすること)。インタビューの途中や終了後に調査への参加の同意を撤回した者に対しても同額の謝礼を渡す。

(3) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従い、インタビューを録音し、音声記録を作成する。音声記録を作成する際には、調査対象者の個人を特定し得る情報(例:氏名)を削除して匿名化すること。インタビューの途中や終了後に調査への参加の同意を撤回した調査対象者については音声記録を作成しない。各インタビューの調査対象者リスト及び調査対象者の同意状況を示す資料についても同様に個人情報を削除して匿名化すること。

なお、本業務実施に当たって請負者が取得する調査対象者の個人情報については、NIES で定める個人情報等保護規程に基づいて、業務終了後に適切に廃棄すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出する成果物は、調査対象者の個人情報が削除された匿名化されたデータのみとする。NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して提出すること。

- ・個人情報を含まない調査対象者リスト
- ・調査対象者の氏名等の個人情報を削除した同意状況の整理表
- ・個人を特定し得る情報を削除し匿名化されたデブスインタビューの音声記録

なお、請負者は、調査対象者から調査内容や同意の撤回等について問合せがあった場合の窓口として、どの調査対象者からの問合せであるかを確認できるように対応表を作成するとともに、調査実施から約1年間は調査対象者からの問合せに対応できるようにするとともに、問合せがあった場合には速やかに NIES 担当者に連絡し、NIES 担当者の指示に従って対応すること。

7 個人情報の取扱い

- (1) 請負者は、NIES から提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない(https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf)。
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、NIES は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。

- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別添1)

「買い替え」とは、あなた自身やあなたのご家庭が使用していた製品を処分して、代わりに使用するために別の製品を入手した場合をいいます。それまで使用していなかった品目を新たに入手した場合や、買い増した場合（使用していた製品を処分していない場合）は「買い替え」に含みません。なお、「処分」には、製品を使用せずに家の中などに置いておく場合も含まれます。

Q1. 次の家電製品について、あなた自身またはあなたのご家庭が所有している製品を過去1年間に買い替えたことがありますか。最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ 少なくとも1つの製品で「ある」を選択した回答者のみ次のページへ進む

	ある	ない
スマートフォン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
デジタルカメラ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ノートパソコン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
テレビ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ヘアドライヤー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
空気清浄機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電気掃除機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電子レンジ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
洗濯機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
冷蔵庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(改ページ)

「買い替え」とは、あなた自身やあなたのご家庭が使用していた製品を処分して、代わりに使用するために別の製品を入手した場合をいいます。それまで使用していなかった品目を新たに入手した場合や、買い増した場合（使用していた製品を処分していない場合）は「買い替え」に含みません。なお、「処分」には、製品を使用せずに家の中などに置いておく場合も含まれます。

Q2. 過去1年間に買い替えたことのある製品についてお伺いします。その製品を買い替えたときのあなたの関わり方として、最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ フィルター：Q1で「ある」の選択肢を選んだ製品だけ表示

	この製品を買い替えること的最终的な決定を私が行った	この製品を買い替えること的最终的な決定を家族で相談して行き、私の意見がある程度反映された	この製品を買い替えること的最终的な決定を私以外の家族が行ったが、私の意見がある程度反映された	この製品を買い替えることについて私はほとんど関わらなかった
スマートフォン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
デジタルカメラ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ノートパソコン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
テレビ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ヘアドライヤー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
空気清浄機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電気掃除機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電子レンジ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
洗濯機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
冷蔵庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q3. 引き続き過去1年間に買い替えたことのある製品についてお伺いします。どのような理由でその製品を買い替えましたか。最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ フィルター：Q1で「ある」の選択肢を選んだ製品だけ表示

	製品が故障して動作しなくなった（使用できなくなった）ため	製品を使用するときに不具合が生じたため	製品の性能や機能に不足を感じたため	新しく入手した製品の性能や機能に魅力を感じたため	製品を使い続ける費用（電気代など）が高かったため、または買い替えに必要費用が低かったため	製品に汚れや傷などがあり、見た目に不満があったため	これまで十分に長い期間製品を使用しており、買い替えるタイミングだと思ったため	結婚や引っ越しなど、生活の変化に対応する必要があるため	同居している家族などが買い替えることを決めたため	その他
スマートフォン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
デジタルカメラ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ノートパソコン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
テレビ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ヘアドライヤー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
空気清浄機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電気掃除機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電子レンジ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
洗濯機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
冷蔵庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ スクリーニング条件：Q2で「この製品を買い替えることについて私はほとんど関わらなかった」以外の選択肢を少なくとも1つの製品で選んだ回答者

別添2)

研究参加依頼

研究責任者 国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久

私は、所属する国立環境研究所（以下、同研究所）に設置された「人を対象とする研究（生命科学・医学を除く）に関する倫理審査委員会」の承認、および同研究所理事長の許可を受け、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」を次のように実施することを計画しています。同研究所は、1974年に国立公害研究所として設立されて以来、さまざまな環境問題を総合的に研究している機関です。

研究の目的や実施内容等をご理解いただき、本研究にご参加いただける場合は、同意書にご署名をお願いいたします。研究に参加しない、あるいは一度参加を決めた後に途中で辞退されることになっても、不利益を被ることはありません。ご自身の意思で、研究に参加されるかどうかをご判断いただきますようお願いいたします。

1. 研究の目的

この研究は、家電製品の買い替え理由が、製品を使うことによって得られる価値など、どのような要因に影響を受けるかを明らかにすることを目的として実施いたします。これらが明らかになることによって、過度な買い替えを防ぎ、貴重な資源の保全に貢献できると考えております。

2. 研究対象者として選定された理由

この研究は、ご自身やご家庭が使用していた家電製品を過去1年間に買い替えたことのある皆様を対象とさせていただきます。この条件に該当する方であれば、性別・年齢は問いません。ただし、製品を買い替えることや新しく買う製品を決めるための議論にかかわらなかった方は研究対象外といたします。もし、上記の研究対象外とする条件に該当する場合は、ご遠慮なくその旨をご教示願います。

3. 研究方法と研究期間

この研究では、オンライン会議ツール（例：zoom、Microsoft Teams）を用いて、最長で1時間のインタビューをさせていただきます。インタビューの際には、あなたのお名前の代わりに「Aさん」「Bさん」などとお呼びします。なお、家計の状況など、一部プライ

バシーにかかわる情報をお伺いするため、オンライン会議ツールにはご自宅や個室の会議室など、プライバシーが確保された場所からご参加ください。インタビュー内容はオンライン会議ツールの録音機能を用いて録音し、テープ起こしによる逐語録を作成して分析いたします。研究期間は、令和7年10月～9年3月を予定しています。

4. 研究参加についての同意および同意の撤回

研究の趣旨をご理解の上ご参加いただきたく存じますが、参加するか否かはご自身で決定してください。説明を聞いた上でお断りいただくこともできますので、辞退される場合は、研究者に口頭もしくは調査会社にメールなどにてお知らせください。お断りになったり、一度参加を決めてから途中で辞退されたりすることになっても、何ら不利益を被ることはありません。

また、インタビューの最中や終了後に研究への参加の同意を撤回することもできます。その際には、それまでに収集したデータを廃棄いたします。ただし、インタビュー終了から1ヶ月後を目安として、インタビューの文字起こしを行い、分析を開始した後は、研究への参加の撤回をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

5. 研究に参加することにより期待される利益

私は、家電製品の買い替え理由が製品ごと・使用者ごとにどのように異なるのか、またその違いをもたらし要因を明らかにすることによって、過度な買い替えを防いだり買い替えられた製品を有効に活用したりできるようになり、資源の浪費を防ぐとともに消費者の経済的な負担を軽減することを目指しています。

6. 経済的負担とお礼

この研究にはご自宅から参加いただくことができますので、特別な経済的負担はありません。なお、ご自宅以外の場所からインタビューに参加いただく場合には、そのために発生した費用（交通費など）をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。また、研究に参加いただくことへのお礼として商品券等をお渡しいたします。なお、ご自身のご意思やご都合でインタビューにご参加いただけなかった場合には商品券等をお渡しいたしかねます。あらかじめご了承ください。

7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態や影響

この研究の参加には、身体的な危険は伴いません。しかし、インタビューを進めるなかにおいて、過去のつらい経験を思い出されることがあるかもしれません。また、ご自身やご家族の生活や家計の状況など、プライバシーにかかわる質問をお聞きすることがありま

す。お話しになることがつらい場合や話したくないことが質問された場合は、無理にお話しただかなくて結構です。お申し出いただきましたら、いつでもインタビューを中断します。また、ご気分が優れなくなった場合には、お知らせください。必要な処置を受けていただけるよう手配いたしますが、その際に費用が発生する場合には、当該費用をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。インタビューを中断された方はあらためて研究に参加いただけるかがいますので、ご意向を研究者にお伝えください。

8. 研究成果の公表と情報公開

この研究の成果は、論文としてまとめるとともに、各種学会や研究会にてポスター発表や口頭発表を行う予定です。論文や発表では、お名前がわからないよう「A 氏」「B 氏」のような表記とさせていただきます。

インタビューの終了後、作成したインタビューの記録（逐語録）をご確認いただき、インタビューにおけるご自身の発言をご訂正いただいたり、ご発言の一部を非公開とすることが希望いただけることができます。また、他の研究対象の方の個人情報等の保護や本研究の独創性の確保に支障がない範囲で研究計画書等の資料や完成後の論文をご覧いただき、ご説明させていただくこともできます。いずれの点もご希望があればお申し出ください。

9. 個人情報および研究データの取り扱い

いただいた情報は、国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程 (https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf) に従い厳重に保護・管理いたします。

(1) 個人情報の取り扱い

本研究にて研究責任者や研究担当者は個人情報を収集しません。調査会社は研究責任者や研究担当者に個人情報を提供せず、研究対象者 ID などを用いて匿名化したデータのみを提供します。調査会社はあなたの氏名や住所などの個人情報や匿名化したデータとの対照表を個人情報保護法などにしたがう方法で厳重に保管します。

(2) データの保管

プライバシーや個人情報を保護するため、研究データ（研究への参加の同意に関する資料、インタビューの音声記録、文字起こしデータを含みます）はクラウドストレージサービス「Box」 (<https://www.box.com/>) のフォルダに保存し、研究責任者を含む研究担当者しかアクセスできない設定にするなど厳重に管理いたします。インタビューの音声記録はインタビューの終了から文字起こしが完了するまでの期間のみ保存し、文字起こしが完了

した時点で削除します。研究実施期間が終了しましたら、研究データは、研究責任者の責任下にて研究のため定められた期間（10 年間）保管し、10 年経過後には同意書を含む全てのデータを廃棄いたします。

10. 研究に関する資金源および利益相反の状況

この研究は、独立行政法人日本学術振興会・科学研究費助成事業（若手研究）「製品の快楽的・実用的価値に着目した、異なる買い替え理由をもたらす要因の実証的解明」（課題番号：24K20965、研究代表者：山本悠久）の助成を受けて実施します。利益相反事項はありません。

11. 研究責任者および問合せ先

研究責任者の連絡先等は次に示す通りです。なお、研究への参加の同意の撤回など、研究に関するご要望やご質問は、調査会社からの連絡を受けて研究責任者が対応いたしますので、調査会社へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【研究責任者】

所属：国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

職名：特別研究員

氏名：山本悠久

住所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2 国立環境研究所資源循環領域

連絡先 e-mail：yamamoto.haruhisa@nies.go.jp

電話：029-850-2682

研究参加同意書

国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久 宛

私は、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」について、研究参加依頼に基づき説明を受け、以下の各項目についてよく理解した上で、研究への参加に同意します。

- 1. 研究の目的
- 2. 研究対象者として選定された理由
- 3. 研究方法と研究期間
- 4. 研究参加についての同意および同意の撤回
- 5. 研究に参加することにより期待される利益
- 6. 経済的負担とお礼
- 7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態や影響
- 8. 研究成果の公表と情報公開
- 9. 個人情報および研究データの取り扱い
- 10. 研究に関する資金源および利益相反の状況
- 11. 研究責任者および問合せ先

以下について、該当するものをお選びください。

- インタビューの逐語録の確認を希望します。
- 研究計画書等の資料や完成後の論文の確認を希望します。

研究への参加に同意する

研究参加の同意撤回書

国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久 宛

私は、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」について、研究参加依頼に基づき説明を受け、研究参加に同意しましたが、研究参加の同意を撤回します。

研究への参加の同意を撤回する

仕 様 書

1 件 名 令和7年度ドローンにおける水採取業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 業務実施場所 請負者及び国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、災害・事故時における化学物質漏洩の環境スクリーニング法として、ドローンを用いたオンサイト分析や水試料のサンプリング法に関する研究を行っている。ドローンによる採水では、採取した水重量が大きいため、その運転には熟練を要すること、遠隔操作になるため、サンプリングポイントを正確に記録することなどの課題がある。本業務では、テスト飛行のための事務的・技術的な支援、装置組み立てと整備等を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) ドローン飛行支援業務

NIES 所有試料採取用ドローンシステムの飛行を行うため、①大型ドローンが飛行可能な場所の選定と現地調査、②大型ドローンの操縦経験者における操縦支援、③飛行に必要な手続きに関する支援を行うこと。なお、大型ドローンで使用するバッテリー（想定飛行時間10分を想定）以上の飛行を行う場合には、飛行に十分な予備バッテリーを請負者が準備すること。以上の飛行計画を作成し、NIES 担当者と協議の上決定すること。

(2) 液体試料採取アタッチメントの整備

NIES 所有液体試料採取アタッチメントを試料採取用ドローンシステムに搭載するために液体試料採取アタッチメントが正常に動作するように飛行前に確認整備を実施し、液体採取テストが行えるようにサポートを行うこと。

(3) 液体試料採取場所の確認

ドローンに搭載したカメラにて、リアルタイムで採取場所の確認を行う必要があるため、請負者はセキュリティが確保される携帯電話データ通信の提供を行うこと。

(4) ドローンにおける保守・管理

NIES 所有試料採取用ドローンシステムの飛行が正常に行えるように保守・管理を行うこと。

(5) その他

本業務の遂行中に事故、機器の故障、天候不良等の不測の事態が生じた場合には、請負者及びNIES 担当者はその場の状況を共有し、対応方針について協議の上、適切に対処するものとする。なお、業務の安全かつ円滑な継続に向けて、双方誠意をもって協力するものとする。

6 成果物の提出

請負者は、契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書（現地写真含む） 1部
- (2) 業務結果報告書（現地写真含む）を収録した CD もしくは DVD 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表

示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク研究棟低温保管庫前室用冷却装置交換業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所及び請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では、包括安全プログラム等において生態影響試験法の開発や、環境中の化学物質の定性・定量法の開発を進めている。これに伴い環境試料及びその抽出試料ならびに標準物質等を冷凍保管する必要があるため、NIES 環境リスク研究棟には低温保管庫が設定されている。低温保管庫の安定運転のため、前室が設置されており予冷の為に冷却装置が設置されているが、令和7年7月にその冷却装置のエラーが発生し、以降、故障停止中となっている。試料等の保管に必用な施設であるため、故障部品の交換を実施するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 工事内容

①更新主要機器

- ・空冷コンデンシングユニット 1台
定格出力 0.75kW
屋外設置
- ・ユニットクーラー 1台
送風機出力 0.02kW
外表面電熱面積 4.9m²
霜取方式：ヒータ
- ・コントローラ 1台

②作業内容

- ・空冷コンデンシングユニット、ユニットクーラー、コントローラの冷却機器及び付随する部品の撤去を行う。
- ・既設冷媒ガス（R-22）は回収破壊処分とする。
- ・冷媒配管はリプレイス処理をして再利用とする。
- ・機器搬入後、据付組立を行う。
- ・冷媒配管は切断及び再接続を行う。
- ・冷媒部品・付属品の取付を行う。
- ・冷媒ガスはR-448Aを使用、充填する。
- ・冷媒回路は真空引き、気密試験を行う。
- ・取りはずしたラッキング、保温は補修を行い、現状と同等に復旧する。
- ・電気配線は必要に応じて、再接続、増設配線を行う。
- ・工事施工後、動作確認を行う。

6 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

7 成果物の提出

請負者は、契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 完成図書(工事概要、施工図、施工写真を含む) 1部

8 協 議 事 項

本業務に関し疑義等が生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

施行箇所図

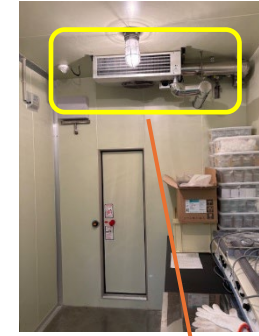
環境リスク研究棟 屋上



空冷コンデンシングユニット 撤去、交換

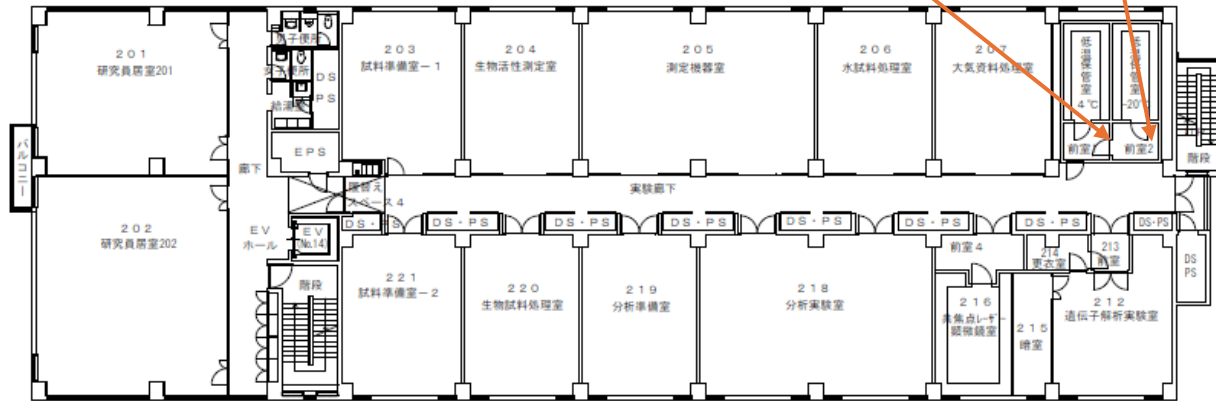


コントローラー



ヒータ式ユニットクーラー

環境リスク研究棟 2階



仕 様 書

1. 件 名 最適化ソルバーライセンス 2式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「最適化ソルバーライセンス 2式」について規定する。

2. 数 量 2式

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、所内研究プロジェクト（持続可能地域共創研究プログラムPJ3）において、地域の持続可能性と脱炭素化を両立する将来像を探求し、その実現に向けた理論の構築ならびに計画策定支援ツールの開発を実施している。本研究の実施にあたり、高解像度エネルギーシステムモデルをはじめとする大規模数理計画モデルを開発・解析するために「最適化ソルバーライセンス 2式」を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「最適化ソルバーライセンス 2式」については、以下の仕様を満たす必要がある。

A 最適化ソルバーライセンス

- (1) GUROBI OPTIMIZATION社製の最適化用ソフトウェアGurobi Optimizerの最新バージョンの商用利用を有効化するライセンスであること。
- (2) 単一のコンピュータ上で、複数の最適化計算プロセスを無制限に同時実行できること。
- (3) ライセンスは、任意のコンピュータ（仮想マシンを含む）に紐づけられ、有効期間内であれば実行環境となるコンピュータの変更が可能であること。
- (4) ライセンスは、コンピュータ上で利用可能となった時点から1年間有効であること。
- (5) NIESで開発中の大規模線形計画モデル(Python言語およびGurobiPyライブラリを用いて記述されたもの)の求解を可能にするため、これまでと同様のものを継続して利用できること。

B その他

- (1) 納品検収について、納入された物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和7年12月16日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIESにおいて法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名 令和7年度 マルチモードマイクロプレートリーダー 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 マルチモードマイクロプレートリーダー 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳

マルチモードマイクロプレートリーダー	1台
制御用PC	1台

3. 研究内容・購入目的

NIES、琵琶湖分室では、琵琶湖の水環境の保全及び再生に関する研究を行っている。本研究では、水質や水中に含まれる微生物の機能についての研究を実施している。当該研究において、微生物の代謝特性の解析をする上で、マイクロプレートリーダーを使用することで、大量の検体を効率的に処理することが可能となる。以上のことから「令和7年度 マルチモードマイクロプレートリーダー 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 マルチモードマイクロプレートリーダー 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 吸光測定、蛍光測定、発光測を96ウェル以上のマイクロプレートを使用し測定可能なこと。
- ② 吸光測定範囲は230-999nm、蛍光測定波長範囲は280-840nm、発光測定範囲は360-670nmに対応していること。
- ③ 吸光測定精度は標準偏差<0.001Abs(または<0.5%)、蛍光測定検出感度は0.4fmol \geq well、**発光測定検出感度は7amol ATP \geq well**であること。

5. 納品場所 滋賀県大津市柳が崎 5-34 国立研究開発法人国立環境研究所 琵琶湖分室

6. 納入期限 令和8年2月27日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度 レーザーアブレーション制御部アップグレード作業

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。

本作業は、エコチル調査において参加者から収集した乳歯を分析するレーザーアブレーション装置3台の制御部の更新を目的とするものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 更新作業

(ア) NIESが所有するレーザーアブレーション装置3台（全てESL社製NWR193）のシステムの制御部をそれぞれWindows11に更新し、使用できるようにすること。

(イ) 既設レーザーアブレーションシステムに搭載されているWindows10よりデータのバックアップを行い、アップグレード作業後のWindows11に対し、設定ファイル等をリストアップすること。

(ウ) 各種測定条件について設定を行い、レーザーアブレーションソフトウェアでこれまでと同様の動作や設定をし、問題ないことを確認し、報告すること。

(2) 据付・設置等

(ア) 本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES担当者の指示に従い据付・設置作業を行うこと。

8 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 7 年度地域気候変動適応計画自動出力機能開発業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES は、平成 27 年 11 月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」（以下「適応計画」という。）に基づき、ウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」(<https://www.adaptation-platform.nies.go.jp/>) を構築し、地方公共団体・事業者・個人が適応策を検討するための行動支援を行っている。気候変動による影響の程度や脆弱性は地域により大きく異なり、場所により取り組むべき課題や優先度は異なる。一方、環境省の公開する手引きには掲載すべきデータ、項目がまとめられている。現在 NIES では地域気候変動適応計画策定を支援するため、地域気候変動適応計画作成支援ツール（以下、「作成支援ツール」という。）を開発している。このツールでは、手引きに記載されたデータ等を word ファイルに出力し、地域固有の影響、独自の取組み等を加筆/修正することで簡易に適応計画策定を行えるようにするものである。本業務では、このツールで収集したデータを word ファイルに出力するに当たっての作業、機能追加を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施する。業務を行うに当たっては、主たる担当者に国内の地域における気候変動適応に関する調査や研究及びその業務経験があるもの 1 名以上を含む体制で取り組むこととする。

業務開始後は月に 1 回程度業務の進捗を NIES 担当者に報告する。報告及び打合せは電話やメール、オンライン会議（Microsoft Teams 又は Zoom）で行い、その都度業務の進め方を相談し指示を受けること。また、NIES 担当者が行う地方公共団体担当者からのヒアリング結果を踏まえ、請負者はその意見を反映するよう努めるものとする。

(1) 出力様式・出力内容の調整

現行の作成支援ツールでは成果物中で利用される該当データを csv ファイルで出力されている。csv ファイル CSV の代わりに、入力データとグラフが記載された Excel ファイルをエクスポートする機能を開発する。Excel ファイルの名前は日本語とする。また、目次上の項目と Excel ファイルの対応表を出力するよう改修する。加えて、NIES が指定する不要な出力項目を削除するよう改修する。

また、NIES からの指示に従い、成果物内の記載内容を修正し、さらに Citation（出典情報）情報について、フォーマットを揃える精査をする。加えて補足情報の記載や、用語の定義の説明を追加する。用語集は Word に追記するのではなく、ZIP ファイル内に格納する独立したテキストファイルとして準備する。

(2) Web インターフェースの改良

A-PLAT 内の作成支援ツールトップページに (https://a-plat.nies.go.jp/adaptation-plate-draft-generator/?_gl=1*vao7hc*_ga*MTg2NzUxNjE4NS4xNzMwODUzNDU4*_ga_HDLZ3NG8L7*czE3NjEyODIzMjMkbzQzJGcwJHQxNzYxMjgyMzIzJGo2MCRsMCRoMA..) に、本ツールに関する改修点についての説明文を掲載する。また、出力される指標の項目の選択方法を、現行の個別のデータに関するチェックボックスによる指定ではなく、3 パターン程度からの選択で簡便に選択できるようにする。

また、適応計画作成支援ツールの Web アプリの画面について、デザインの全体的な見直しを行う。具体的には以下の作業を行う。

- ・ A-PLAT の「地域気候変動適応計画作成支援ツール」の説明ページの説明文の修正を行う。
- ・ Web システム「地域気候変動適応計画作成支援ツール」のページのタイトル、説明文などや、画面全体のデザイン・画面構成を改良する。

(3) WebGIS 画像出力機能の改良

市区町村単位の適応計画を出力した場合、市区町村の領域のみの WebGIS 画像を出力するのではなく、都道府県の画像を出力するようにする。画像には、該当する市区町村の領域をポリゴン（中

塗りなし)として描画するようにする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書、ツール等作成した資料等一式(電子ファイル) 1部

7 著作権等の扱い

(1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2)請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。

⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者に提出された成果物を用いて本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件名
令和7年度エコチル調査に係る ISO/IEC 17025 認証取得支援業務
2. 業務実施期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
3. 業務実施場所
請負者において行うものとする。ただし、個人情報を厳格に管理する目的から、本業務は日本国内において行うこと。
4. 業務目的
環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてきた子どもを長期間に渡って追跡する出生コホート調査である。
エコチル調査で実施する生体試料中の化学物質分析は、妊娠期間中の母親の化学物質ばく露と子どもの健康アウトカムとの関連を検証する上で厳密に精度管理される必要があり、分析工程や実施体制について第三者機関による評価・認定が必須である。
本業務は、エコチル調査において化学分析を実施する上で、分析機関としての技術的能力を有していることを証明するために必要な、ISO（国際標準化機構）/IEC（国際電気標準会議）17025:2017（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の認証取得に向けて、コアセンターが行う申請準備を支援するものである。
5. 業務内容
請負者は、本業務の遂行に当たり NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。
 - （1）申請計画の作成
 - （ア） ISO/IEC 17025 審査申請までの計画を作成すること。
 - （イ） ISO/IEC 17025 認定機関との打ち合わせを実施し、申請に必要な項目を整理すること。
 - （2）品質評価システムに係る文書作成支援
 - （ア） 一般要求事項（2項目-公平性・機密保持）
一般要求事項について必要事項を整理し、NIES が提供する情報に基づいて申請に必要な書類作成の支援を行うこと。
 - （イ） 組織構成に関する要求事項（1項目-組織構成）
組織構成に関する要求事項について必要事項を整理し、NIES が提供する情報に基づいて申請に必要な書類作成の支援を行うこと。
 - （ウ） 資源に関する要求事項（6項目-一般・要員・施設及び環境条件・設備・計量トレーサビリティ・外部から提供される製品及びサービス）
資源に関する要求事項について必要事項を整理し、NIES が提供する情報に基づいて申請に必要な書類作成の支援を行うこと。
 - （エ） プロセスに関する要求事項（11項目-依頼、見積仕様書及び契約のレビュー

一・方法の選定、検証及び妥当性確認・サンプリング・試験、校正品目の取扱い・技術的記録・測定不確かさの評価・結果の妥当性の確保・結果の報告・苦情・不適合業務・データの管理及び情報マネジメント)

プロセスに関する要求事項について必要事項を整理し、NIES が提供する情報に基づいて申請に必要な書類作成の支援を行うこと。

- (オ) マネジメントシステムに関する要求事項(9項目-選択肢・マネジメントシステムの文書化・マネジメントシステム文書の管理・記録の管理・リスク及び機会への取組み・改善・是正処置・内部監査・マネジメントレビュー) マネジメントシステムに関する要求事項について必要事項を整理し、NIES が提供する情報に基づいて申請に必要な書類作成の支援を行うこと。

(3) 進捗管理

(ア) 業務期間中に進捗状況を報告する打ち合わせを開催し、業務の進捗とスケジュールについてコアセンターに報告すること。

(イ) 上記(2)の取りまとめに遅れが生じた場合は適宜コアセンターに報告し、計画を修正すること。

(4) 品質管理

(ア) 契約期間を通して分析の品質を維持するため、ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)17025:2017の認定を受けていること。認定内容は生体試料の分析に関するものとし、項目は重金属や残留性有機汚染物質等環境汚染物質に関するものとする。

(イ) 契約期間を通して認定を受けているISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)17025:2017が、正常に機能していることの確認として、直近のG-EQUASプログラムに参加し、「+」評価を受けていること。あるいは、同等の品質管理プログラムにおいて、同等以上の評価を受けていること。G-EQUASプログラムあるいは同等の品質管理プログラムにおける評価項目は、生体試料(血液または尿)中の元素または残留性有機汚染物質等環境汚染物質に関わるものとして項目数は問わない。

(ウ) 品質管理が適正に行われていることを確認するために、コアセンターの行う業務監査を受けること。業務監査は、契約期間中1回とする。ただし、必要と認められた場合は、複数回実施することもある。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 最終報告書(冊子及びPDF様式) | 1部 |
| (2) データセット(電子版) | 一式 |
| (3) 上記を収録した光学記憶媒体(DVD-R等) | 一式 |

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES と協議の上、基本方針 (<https://www.en.v.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. その他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度気候変動の影響と対策への意識調査業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月29日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

地球規模での気候変動が進行するなか、現状を十分に認識しない市民やそのような現象を否定する市民も存在する。特に日本では、若年層において気候変動に対する危機意識が低い傾向が指摘されている。こうした気候変動に関する認識における世代差が、メディア利用における特徴や社会経済的要因、およびその他の属性とどのように関連しているかを把握することは、気候変動に関するコミュニケーション戦略を立案する上で重要である。

そこで本業務では、各年齢層における気候変動の現状や対策等への認識と、各種の回答者属性との関連を把握するための調査を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者とは十分な打合せを行い、次に挙げるインターネット・アンケート調査を実施することとする。なお、本業務従事者の中に専門統計調査士の資格を有する者を配置すること。

（1）調査票の作成

請負者は、NIES 担当者と協議の上、NIES 担当者が作成した調査票原案を基にアンケート調査のための調査票と調査依頼の文面を作成する。

回答者に提示される調査票は、約 15 の「セクション」から構成する。ここで「セクション」とは、関連する複数の質問をまとめた単位である。いくつかのセクションについて、回答時に回答者に提示される質問は、回答結果などに基づく質問分岐のフローや、セクションを構成する複数の質問の中から確率的手法に基づき無作為に選択される設計とする。具体的なセクションと質問の構成は別添表 1 に示す。セクションの数と各セクションを構成する質問数、各セクション内で無作為に選択される質問数、確率的手法に基づく選択手法については、別添表 1 をもとに検討し、NIES 担当者と協議の上で設定する。

調査票は、回答の負荷が減らせる画面の工夫がされることや、パソコンだけでなく、スマートフォンからのアクセスでも見やすく回答しやすいことを必須とする。単一回答方式（マトリクス設問）の回答については、スマートフォンからのアクセスでも回答者の脱落率が大きくなるように、表の行ごと、つまりサブ設問ごとに質問ならびに回答を行うようにする。また、調査対象者がいつでも調査協力を中断できるようにし、ブラウザを閉じればいつでもやめられることや、中断することにより不利益を受けないことを研究の説明画面で明文化する。調査依頼（参加説明文書）の文面においてもその旨を明記する。

（2）調査の実施と調査データのクリーニング

請負者は、NIES 担当者と協議の上、本調査業務を実施する。調査は以下の仕様を満たすこと。

- ・ 調査方法： インターネット・アンケート調査
- ・ 調査対象： 日本在住の 15～69 歳の男女
モニターの母集団は、重複登録がなく、定期的に属性情報が更新され、かつ定期的に調査募集等の確認や回答を行っている（非アクティブが含まれない）こと。母集団の属性分布の情報が公表あるいは提供されること。調査対象者がウェブアンケートに参加する際には、参加に先立って参加説明文書と同意に関する画面を挿入し、同意を得る手続きを確実に実施すること。参加説明文書と同意に関する画面の内容については、NIES の「人を対象とする研究（生命科学・医学を除く）に関する倫理審査委員会」における審査・承認を受けた内容の文章に基づくこと。
- ・ 有効回答数： 約 17600
- ・ サンプルング： 年齢（15～19 歳、20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳、45～49 歳、50～54 歳、55～59 歳、60～64 歳、65～69 歳の 11 区分）、性別（男性、女性の 2 区分）による均等割付を行い、各層 800 サンプルとする。サンプル元モニターの年齢構成等における制限により 800 サンプルに満たない割付層が生じた場合には、NIES 担当者と協議の上、割付条件が類似した層からのサン

プルの補填を行う。ただし、その場合でも元々の割付条件で 400 サンプル以上は確保すること。

- ・調査時期： NIES 担当者との打合せで決定する（2～3 月頃を想定）。
- ・質問数： 約 88 問（年齢、性別、既婚歴、子供の数、最終学歴、世帯所得あるいは社会経済階層についての質問を含む数）。これらの回答者属性については、必要に応じて調査票に質問を加え、個人の特定が難しい形式でデータを納品すること。また、NIES 担当者との協議の上、質問にはアテンションチェックの項目を含むこと。尚、アテンションチェックで除外となった回答者分も有効回答数として含むこととする。また、回答者一人あたりに提示される質問数は約 47 問とする（マトリクス形式の設問については設問 10 項目で 1 問×選択肢 20 項目で一問とカウントする）。
- ・調査言語： 日本語
- ・回答方式： 単一回答方式、複数回答方式、数値回答方式、自由回答方式、尺度での回答方式
- ・データクリーニング： 属性回答に矛盾がある、回答時間が極端に短い等不適切な回答についてのデータクリーニングを行うこと。

(3) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従って調査概要、調査票画面、調査依頼画面、調査結果のデータをまとめる。調査結果のデータはローデータと GT 表とし、いずれもファイル形式は Excel ファイルとする（NIES 担当者の許可が得られれば、他のファイル形式を用いてもよい）。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- ・調査結果（概要、調査票画面、依頼画面、調査結果）を収録した電子ファイル一式

納品物においては、請負者が用いている回答者 ID は含めず、NIES 担当者が納品データを用いて個人を特定することができないようにすること（ただし、回答内容についての確認・問合せのため、本調査独自の回答者番号を付すとともに、調査から 1 年間は回答内容について問合せに対応できるようにすること）。

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。

(2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。

(3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

(5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。

(6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

(7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度カウントアップ機能付き時刻表示装置製作業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、GOSATシリーズの3号機となる、温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)に関する研究開発の一環として、温室効果ガス及び窒素酸化物等の衛星観測データと化学輸送モデル、船舶及び航空機観測との統合解析による排出量推計の精緻化や衛星データ検証の高度化を進めている。衛星の運用状況や衛星観測で得られたデータ等の情報を、研究開発や運用に関わる研究者や技術者の間で共有することは、GOSAT-GWによるデータによる気候変動対策を加速させるために重要である。

本業務では、こうした衛星の運用状況や衛星観測で得られたデータ等を研究者や技術者の間で共有する際に使用するカウントアップ機能付き時刻表示装置(サイネージ)を製作することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は本業務の遂行に当たり、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の工事を実施すること。

(1)ハードウェア

(1-1) 65型液晶ディスプレイ 1台

- ・電源は AC100-240V、4.6A-1.9A、50/60Hz
- ・消費電力(最大)は 135W(最大 400W)
- ・画面サイズは 65V型ワイド
- ・最大解像度は 3840 × 2160
- ・輝度(標準値)は 550 cd/m²

(1-2) 壁掛金具 1式

- ・外形寸法は W400mm × H225mm × D60mm
- ・取付穴間隔は水平 100~200mm、垂直 100~400mm
- ・材質は SPHC(厚さ 2.3mm)
- ・仕上げは黒色塗装
- ・耐荷重は最大 80kg

(1-3) サイネージコントローラー 1台

- ・OSは Windows 11 IoT Enterprise 2024 LTSC
- ・CPUは Intel Core i5-1335U
- ・メモリは 16.0GB
- ・ストレージは 256GB SSD
- ・映像出力は DisplayPort×1; HDMI×1; USB-C×2

(1-4) 標準時刻装置 1式

- ・リアルタイムでの標準時刻装置であること
- ・時刻精度は内部水晶で 週差 ±0.7秒
- ・出力 / 通信は RS-232C / RS-422 時刻データ送信; 正時信号および 1Hz 出力
- ・補正方式は長波/FM受信による時刻補正機能
- ・表示は前面パネルLEDで補正状態表示
- ・EIAラックマウント取付金具が付属すること

(1-5) 屋内用FMアンテナ 1式

- ・屋内用FMアンテナ本体に基台とUPS(無停電電源装置)が付属すること

(2)ソフトウェア

(2-1) 以下の情報を表示できるものとする

- ・世界時計

標準時刻装置から世界時計へ時刻表示させること。世界地図上に6都市の正確な時刻を表示し、昼夜を明暗で表現し時間帯の変化に応じて地図上の明暗がスライド移動するものとする。時刻表示部は、昼の時間帯の都市は、デジタル時計の背景の色が白、夜の時間帯は背景が黒とし、視覚的に分かり易く表現する。

- ・ カウントアップ
GOSAT シリーズの3機の稼働日数をリアルタイムで表示する。
- ・ 情報表示
GOSAT シリーズの衛星観測の実績やロケット打ち上げ映像を動的に表示する。

(2-2) 調整

- ・ コンテンツ制作に加え、システム調整、機器事前調整、現地総合調整を実施すること。
- ・ 事前に NIES を訪問し、設置予定現場を確認して、電源や配線について確認すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- ・ 完成図、取扱説明書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

10 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和7年度 蛍光顕微鏡装置 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 蛍光顕微鏡装置 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳	蛍光顕微鏡コントローラ	1 個
	蛍光顕微鏡ヘッド	1 個
	引き出し式ホルダフレーム	1 個
	サンプルホルダセット（スライド・35mm ディッシュ）	1 個
	4倍対物レンズ	1 個
	マルチバンド	1 個

3. 研究内容・購入目的

NIES では、鳥類卵内投与試験法の検証試験及びこの試験法を新たな OECD テストガイドラインとして確立することを目指して、「難分解性・高濃縮化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」を実施している。当該業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、ウズラ受精卵（胚）へ直接的に化学物質を投与する試験法について検討している。化学物質をウズラ胚に投与して、その影響を検証するためには、精巣や卵巣といった生殖器等の観察が必須である。本調達は、鳥類卵内投与試験法のエンドポイントとなっている生殖器等の形態異常を検出するために、蛍光色素等を用いた観察を行い、効率的に記録を保管する必要があることから、「令和7年度 蛍光顕微鏡装置 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 蛍光顕微鏡装置 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 暗室がなくとも、蛍光観察に必要なバックグラウンドのコントラストを損なわない観察環境が得られること。
- ② カメラは 3664×2748 画素の 2/3 インチモノクロ CMOS を有すること。
- ③ 記録画素数は 最大 7328 x 549 画素で撮影可能であること。
- ④ 明視野、位相差、蛍光観察が可能なこと。
- ⑤ 対物レンズは 2～100 倍まで装着可能であり、レンズは 6 個まで同時に装着可能なこと。
- ⑥ 解析できる画像サイズの上限が 20,000×20,000pixel 以上であること。
- ⑦ マウスクリックだけで Z 軸電動ステージが自動スキャンし、リアルタイムにフルフォーカス画像へ合成ができること。

⑧ 立ち上げ調整費が含まれること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年12月26日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「令和7年度難分解性・高濃縮性化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」（以下「環境省請負業務」という。）において、現行の鳥類毒性試験法を見直し、新たな試験法の確立に向けた課題を整理するとともに、新たな OECD テストガイドラインの確立に向けた検討を行っている。環境省請負業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、鳥類の卵内に化学物質を投与する試験法（卵内投与試験法）について具体的に検討している。卵内投与試験法の信頼性確保に向けた検証において、卵内投与試験法を用いたエストロゲン・抗エストロゲン作用検出での被験物質投与時期・観察時期等の妥当性を裏付ける背景データ（内因性エストロゲン分泌の開始時期及びピーク時）を収集する必要がある。本業務では、ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン 2 成分（エストラジオール(E2)、エストロン(E1))の濃度を LC-MS/MS 法を用いて、144 サンプル測定する。
請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 測定結果報告書 1 部
- (2) 測定結果データファイル 1 式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をい

う。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。

- (3)上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2)請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6)業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和7年度 走査電子顕微鏡の電子銃交換及び整備 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 走査電子顕微鏡の電子銃交換及び整備 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳

交換用T F E電子銃	1式
電子銃用ガスケット(AGコート)	1個
OL可動絞り Mo 30-50-70-110 μ m ϕ	1個
ロータリーポンプオイル：	1缶
エレメント	1個
アルミナボールキット	1式
シンチレータチップ	1個
シールドリング	1個
イオンポンプ 30リットル	1式
イオンポンプ 20リットル	1式
イオンポンプ用ガスケット	1袋
ガンバルブ用Oリング	1個
イオンポンプバックアップ電源用バッテリー	1個
OILボックス	1個

3. 研究内容・購入目的

NIES では、資源循環及び廃棄物処理過程で生じる微細粒子の動態や運命の理解に資する研究を実施している。微細粒子については、表面形態、微細構造、元素組成等のデータを入手する必要がある、資源循環領域に設置している日本電子株式会社製 走査型電子顕微鏡 JSM-7600F を用いて形態観察と組成分析を組み合わせて試料特性を総合的に把握している。本調達 は、当該装置を継続して適切に作動させるため、経年劣化により動作不調が生じている「令和7年度 走査電子顕微鏡の電子銃交換及び整備 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 走査電子顕微鏡の電子銃交換及び整備 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 交換部品

日本電子株式会社製 走査型電子顕微鏡 JSM-7600F が正常に作動する部品であること。

1) 真空システム

- ① ロータリーポンプのオイル、エレメント、SIP-1 と SIP-2 のイオンポンプ及びガスケット、試料室真空計のシールドリング
- ② アルミナボール、バッテリー、ガンバルブOリング

2) SEM 本体の劣化部品の交換作業

- ① 電子銃及びガスケット、対物レンズの可動絞り、二次電子検出器シンチレータチップ

3) SEM 本体の調整

- ① 上記 1) と 2) の交換作業後に、SEM の立上げ作業、ビーム調整を行い、正常に動作することを確認すること。

(2) 電子銃について

1) 電子銃交換後、下記の条件を満たすこと。

- ① 装置条件 加速電圧：15 kv
- ② 対物可動絞り：1 番
- ③ 照射電流番号：20
- ④ 照射電流値：200 nA 以上であること

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 8 年 3 月 6 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質

汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度生物多様性可視化システム更新業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月16日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、国内における生物個体数や生物量変化に基づいた生物多様性トレンドの定量化に関する研究を進めている。集積された生物多様性情報及び解析結果を有効に活用するためには、これらの情報を可視化し活用しやすい形式で提供する必要がある。本業務は、この目的を果たすための機能を備えたウェブ上で稼働するツールとして過年度に構築した生物多様性可視化システムについて、ユーザーインターフェース（以下「UI」という。）の改善等の更新を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1)生物多様性トレンドの可視化システム UI の更新

過年度において、可視化ツール設計業務要件定義書に従って構築されたシステムについて、市区町村等のプルダウン選択 UI、グラフ関連 UI 等、特定条件下における表示データの説明文表示等の調整・更新を行う。なお UI の調整・更新の仕様については、NIES 担当者との協議の上決定する。なお、作成する可視化ツールの仕様は、可視化ツール設計業務要件定義書に従うものとする。ウェブ上で稼働させるためのサーバ環境等の詳細については、NIES 担当者との協議の上、決定する。

(2)業務結果報告書の作成

(1)をとりまとめて調整・更新に関する取扱説明書および業務結果報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書 1部
- (2)ウェブ上で稼働が確認できるシステム 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 事業者向け気候変動適応に係る e-learning 教育コンテンツの改良および付属資料作成支援業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

気候変動による影響は既に様々な分野で現れており、その影響は気候変動の進行とともに拡大や深刻化することが危惧されている。このため気候変動による影響を回避・軽減するために「適応」取組の重要性が近年高まっている。このような状況の中、我が国においては2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、国、地方公共団体、国民、そして事業者のそれぞれが適応に取り組むことの必要性等が謳われている。現在、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、これら各主体が適応について理解を深め、適応取組を進めるための有益な情報を提供するために気候変動適応情報プラットフォーム（以下「A-PLAT」という。ウェブサイトの URL は <https://adaptation-platform.nies.go.jp/>）を運営しており、各主体向けの適応取組の事例等を紹介している。

NIES では現在、事業者による自発的な気候変動適応を加速させるために、事業者向けの e-learning 教育システム（以下、「e-learning」という。）の開発を進めているところである。本業務では、NIES において既に制作済みの e-learning コンテンツの改良および関連資料作成の支援を実施するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1)e-learning コンテンツの改修業務

本業務では、NIES において既に制作済みの e-learning コンテンツの改良業務を実施する。制作済みの e-learning コンテンツは、Microsoft パワーポイント（以下、「PPT」という。）のスライドを素材として動画に編集したものである。したがって、本業務においては、その素材となる PPT を改良し、その後、動画として編集するものである。

① PPT のスライド改良業務

素材となる PPT ファイルにおいて、NIES の指定する箇所において改良を実施すること。改良箇所は、文字の修正レベルの平易なものとして15か所程度、表現の修正や調整など NIES 担当者と検討の上修正するものとして5か所程度を目安とする。

② 動画ファイル作成業務

前項で改良した PPT のスライドを用いて動画を作成する。改良箇所は4つの単位（1単位 PPT スライド10枚程度）で該当するため、単位ごとに4本の動画を作成する。

動画は、Adobe Premiere Elements で作成することとし、音声は、PPT ノートの原稿を自動読み上げソフト*で読み上げたものを音声データとして使用し、動画としてクオリティ向上にも努めること。本業務完了後、NIES にて動画の更新が容易となるよう完成した動画ファイル以外に、動画作成のために加工した PPT の画像データなど動画クリップに関するデータも納品すること。その他詳細等については、NIES 担当者との

打ち合わせにより決定する。

※自動読み上げソフトは、「VOICEPEAK 商用可能 6 ナレーターセット」を使用すること。

(2)e-learning 関連資料作成業務

本業務では e-learning の関連資料として、各単元の概要を整理して一覧にしたサマリー資料と専門用語をわかりやすく説明した用語集を作成する。

① サマリー資料作成業務

e-learning 受講者の利便性向上のため、8つの単元に分かれている e-learning コンテンツについて、各単元の概要を整理した一覧資料を作成する。一覧表作成の際は、今後の更新も念頭に作成すること。

② 用語集の作成

e-learning コンテンツの中で使用されている専門的な用語について、説明・解説した用語集を一覧表として作成する。用語は 30 個程度を想定しており、用語の選定については NIES 担当者と打合せを実施し決定する。一覧表作成の際は、今後の更新も念頭に作成すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 3部

(画面モノクロ印刷、A4サイズで100頁以下の想定、製本不要)

(2)本業務で作成した PPT 資料の全データ集

(画面モノクロ印刷、A4サイズで100頁以下の想定、製本不要)

(3)本業務で作成した動画、Adobe Premier Elements のプロジェクトファイルおよび PPT 資料を収録した電子媒体 (DVD-R) 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4)請負者は、成果物を第三者が著作権を有する著作物に依拠していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度 Web-AIQS の構築・セキュリティ診断業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、化学物質の網羅的分析手法の開発の一環として機種非依存型-自動同定量システム（AIQS）を開発した。この分析手法の更なる普及を図るため、Web上で解析を行える Web-AIQS を、NIES が準備するサーバー上に構築するとともに、そのセキュリティ診断を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) Web-AIQS 構築作業

Web-AIQS の構築のため、NIES にて準備したサーバーおよびデータベースに対してセットアップ作業を行うものとする。作業においては、NIES で用意をした作業用 PC にて行うものとする。

(2) セキュリティ診断作業

以下の項目について診断を行うこと。なお、作業を行う前に実施計画書を作成し、NIES 担当者へ提出し承認を得ること。提出された実施計画書に基づき 30 動的遷移までを想定した Web アプリケーション診断を実施すること。脆弱性が確認された場合の対応については、NIES 担当者と別途協議の上、適切に対応すること。

■サーバー診断

①ホスト情報収集

ホストとの接続性、応答時間測定、ネットワーク経路特定、IP アドレス/ホスト名収集

②ポートスキャン

通信可能なポートにデータを送信し、その応答状況の調査

③OS、稼働中サービスの情報収集、バージョンチェック

④脆弱性診断ツール「Nessus Professional」を用いて全体的な脆弱性診断

⑤脆弱性が検出された場合に手動で下記のような項目を診断

OS やアプリケーションは脆弱なバージョンを使用していないか

セキュリティパッチの適用等、適切な運用か

不要なユーザアカウントが存在していないか

■Web アプリケーション診断

①目視による Web アプリケーションの挙動確認

②脆弱性診断ツール「Burp Suite Professional」による全体的な脆弱性診断

③入力フォームが存在する場合は、入力挙動確認

④アクセス制限の確認

⑤セッション管理状態の確認

ユーザー識別のためのセッション管理方法の確認

⑥クロスサイト・スクリプティングの脆弱性診断

⑦バッファオーバーフロー

クエリストリングに大量のデータを渡した際の挙動確認

⑧システムコマンドや、SQL コマンドの挿入の欠陥診断

⑨Web アプリケーションエラー出力の確認

エラー画面にシステムに関する情報が漏洩していないか確認

⑩安全ではない設定確認

OS、Web サーバー、Web アプリケーションサーバーなどのソフトウェアに脆弱性が存在していないか確認

(3) Web-AIQS 保守

Web-AIQS を正常に動作できるように支援を行うと共に、不具合等が発生した場合保守対応を行うこと。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書（印刷物） 1 部
- (2) セキュリティ診断作業における報告書（印刷物） 1 部
- (3) 業務結果報告書及びセキュリティ診断作業における実施計画書および報告書を収録した電子媒体（CD-R もしくは DVD-RD 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。